


平成31年10月1日より 軽減税率制度が導入されます

◆軽減税率の対象品目（小売り・卸売問わず）

- 酒類及び外食を除く飲食料品。
- 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞
- 保税地域から引き取られる課税貨物（酒類及び外食を除く飲食料品）

外食の定義

取引の①場所と②態様（「サービスの提供」と言えるか）に着目し、以下のように定義。
「食品衛生法上の飲食店営業その他のその場で飲食させるサービスの提供（「食事の提供」）を行う事業を営む者が、テーブル・椅子その他の①その場で飲食させるための設備（「飲食設備」）を設置した場所で行う②「食事の提供」その他これに類するもの」
（注）「その他これに類するもの」：相手方の注文に応じて指定された場所で調理を行うこと（「ケータリング・出張料理」）。

軽減税率（「外食」に当たらない）	標準税率（「外食」に当たる）
テイクアウト・持帰り・宅配	外食・イートイン
<p>①「飲食設備を設置した場所で行う」ものではないもの 牛丼屋・ハンバーガー店の「テイクアウト」 蕎麦屋の「出前」 ピザの「宅配」 屋台での軽食（テーブル・椅子等の飲食設備が無い場合） 寿司屋の「お土産」 学校給食・老人ホームでの食事 映画・球場の売店 弁当の移動販売</p> <p>②「その場で飲食させるサービスの提供（食事の提供）」に当てはまらないもの コンビニの弁当・惣菜 （イートインコーナーのある場所であっても、持帰りが可能な状態で販売される場合は「軽減」）</p>	<p>牛丼屋・ハンバーガー店の「店内飲食」 蕎麦屋の「店内飲食」 ピザの「店内飲食」 フードコートでの飲食</p> <p>寿司屋の「店内飲食」 社員食堂・学生食堂での食事</p> <p>コンビニのイートインコーナーでの飲食を前提に提供される飲食料品 （例：トレイに載せて座席まで運ばれる、返却の必要がある食器に盛られた食品） ケータリング・出張料理 ルームサービス・カラオケ店での飲食</p> 

飲食料品の定義

食品表示法に規定する食品をいう。酒税法に規定する酒類を除く。

- ・加工食品
- ・生鮮食品（農産物、畜産物、水産物）



●飲食料品と食料品以外の資産が一体となっている資産（一体商品）

一体商品については、飲食料品に該当しない。ただし、一定金額以下の少額資産であって、その資産の主たる部分が飲食料品から構成されているものについては、その全体を「飲食料品」として軽減税率の対象とする。

